

**岐阜県エネルギービジョン改定に向けた
調査・分析委託業務
プロポーザル募集要項**

令和6年5月24日

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課

岐阜県エネルギービジョン改定に向けた調査・分析委託業務 プロポーザル募集要項

県では、平成 23 年 3 月に県のエネルギー施策の方向性を示す「岐阜県次世代エネルギービジョン」を策定し、平成 28 年 3 月と令和 4 年 3 月に改定しました。当ビジョンは、エネルギー分野における技術革新やエネルギーを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、5 年ごとに見直しを行うこととされていますが、現行ビジョンは新型コロナウイルス感染症の影響のため、改定が 1 年遅れたことから、前回改定から 4 年を経過した令和 7 年度に見直しを行うこととしています。

現行ビジョンの見直しに向けた調査・分析を実施するにあたり、事業者の企画力、知識等を活用することによって、より効果的・効率的に事業を実施するため、本事業はプロポーザル（企画提案）方式によって選定することとし、この募集要項は委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県エネルギービジョン改定に向けた調査・分析委託業務

2 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

4 委託費の上限

4,814,700 円（消費税及び地方消費税込み）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第 2 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体（以下「単独法人等」という）、あるいは、複数の法人等で結成した共同企業体であること。

単独法人等にあつては、以下の①から⑫までの条件を満たすものとする。

共同企業体にあつては、代表構成員が②及び⑫の要件を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が②及び⑫を除くすべての要件を満たすものとする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

② プロポーザル評価会議の開催日において、県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

③ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者（同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けている者を除く）でないこと。

- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされた者（同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑩ 県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑪ 本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑫ 令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間に、国又は地方自治体において、エネルギー、環境分野等で類似の調査・分析事業の受託実績があること。

2 企画提案書等の作成

本要領の別紙 7～別紙 9 に沿って企画提案書を作成してください。

※日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。

※使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- ・（別紙 7）「岐阜県エネルギービジョン改定に向けた調査・分析委託業務 企画提案書」
- ・（別紙 8）「見積書」
- ・（別紙 9）「法人等概要書」

【企画提案書の作成にあたっては、以下を参考・考慮して下さい】

- ① 「岐阜県エネルギービジョン」
https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/seicho-sangyo/11353/enevision_H2803.html
- ② 「第 6 次岐阜県環境基本計画」
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/130209.html>
- ③ 「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3646.html>

3 応募の手続等

（１）スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の配布	令和 6 年 5 月 24 日(金)～令和 6 年 6 月 24 日(月)
② 募集要項等に関する質問受付	令和 6 年 5 月 24 日(金)～令和 6 年 6 月 17 日(月)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和 6 年 5 月 24 日(金)～令和 6 年 6 月 24 日(月)
④ 企画提案書受付期間	令和 6 年 5 月 24 日(金)～令和 6 年 7 月 1 日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和 6 年 7 月上旬予定
⑥ 結果の通知・公表	令和 6 年 7 月中旬予定

（２）募集要項等の配布

- ① 配布日時 令和 6 年 5 月 24 日(金)～令和 6 年 6 月 24 日(月)
- ② 配布場所 <http://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/365836.html>
(トップ>県政情報>入札・公売・>公募型プロポーザル)

※募集要項等は、原則、上記の県ホームページからダウンロードすることとします。

(3) 質問事項の受付及び回答

- ① 受付期間
令和6年5月24日(金)～令和6年6月17日(月)
午前9時00分～午後5時00分
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を県に郵送、ファックス又は電子メールにより提出してください。
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、県のホームページ上にて公開します。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/365836.html>
(トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間
令和6年5月24日(金)～令和6年6月24日(月)
午前9時00分～午後5時00分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- ② 提出書類
ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙2)
イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙3)
ウ 共同体構成員届出書(共同体の場合)・・・・・・ (別紙4)
エ 共同体協定書(共同体の場合)・・・・・・ (別紙5)
オ 委任状(共同体の場合)・・・・・・ (別紙6)
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法等
・県に持参又は郵送にて提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。
・郵送の場合も、令和6年6月24日(月)必着となります。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。
・参加者要件を満たさない場合は、参加者にその旨を連絡し、その後の企画提案書の審査は行いません。

(5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 受付期間
令和6年5月24日(金)～令和6年7月1日(月)
午前9時00分～午後5時00分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- ② 提出書類
ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙7)
イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙8)
ウ 法人に関する書類
(ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙9)
(イ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)
※共同体として応募する場合、すべての者の分を提出してください。
- ③ 提出部数
8部(正本1部、副本7部)
- ④ 提出方法
・県に持参又は郵送により提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。
・郵送の場合も、令和6年7月1日(月)必着となります。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

⑤ 注意事項

・県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ケ 委託費の上限を超える見積書の提案を行った場合

コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、後日通知する評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（様式自由）を県に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号（県庁 10 階）

岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課（エネルギー係）

TEL 058-272-1111（内線 3624） FAX 058-271-6873

電子メールアドレス c11351@pref.gifu.lg.jp

（注意）上記の各種書類を郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を上記の送付先まで電話にて行ってください。

第 3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「岐阜県エネルギービジョン改定に向けた調査・分析委託業務プロポーザル評価会議」において行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら採点します。

2 プロポーザル評価会議

- ① 開催日時 令和6年7月上旬（予定）
- ② 開催場所 岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）
※開催日時・場所は予定であり、後日、改めて企画提案参加者に通知します。
- ③ 企画提案の制限時間
プレゼンテーション 20 分間
選定委員からの質疑 10 分間
- ④ 注意事項
 - ・提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
 - ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
 - ・プレゼンテーションの参加人数は、3名までとしてください。（共同体による提案においても、1共同体につき3名までとしてください）
 - ・1名でも指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。
 - ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書の受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおりです。

なお、各評価項目の合計点を構成員ごとに100点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

- ① 各構成員は別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行います。
- ② 構成員ごとに評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付すこととします。

順位	1 位	2 位	3 位	…
順位点	1 点	2 点	3 点	…
- ③ 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者1名を最優秀提案者としてします。
- ④ ③に関わらず、最低基準に満たない提案者は選定から除外します。

2 評価点の合計点数が同点数の者が複数生じた場合

評価点の合計点数が最も高い者が複数生じた場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者として選定します。

なお、提案金額についても同額である者が複数いる場合は、くじ引きにより順位を決定します。

3 提案者が1者または無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者としてします。また、基準に満たない場合、または提案者がいない場合は再度公募を実施するものとします。

4 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし応募者が2者の場合は公表しません。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議委員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出することとします。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県の協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当する時は免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり適用される法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が、本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

4 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはいけません。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様の取扱いとします。

本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければいけません。また、情報についての事故が発生した場合には、すみやかに県に報告し、必要な措置を取らなければいけません。

上記に掲げる事項に関する定めに違反した場合、県は本契約解除等の措置及び損害賠償請求を行うことができるものとします。

5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。本委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができるものとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できることとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供してください。

第8 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければいけません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

第9 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル評価会議の日から本委託業務契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル選定委員会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先

岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課（エネルギー係）
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁10階）
TEL 058-272-1111（内線3624） FAX 058-271-6873
電子メールアドレス c11351@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点とする。
- ② 評価会議構成員の総評価点の合計の6割を基準点とする。基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、…）
- ④ 評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者1名を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容		評価点				
		優良	良	普通	やや劣	劣
提案内容の妥当性(69 点)						
1 本県のエネルギー分野の特性や施策に対する理解について(15 点)						
	本県のエネルギー分野の特性や施策について正確な知識を有し、内容を理解しているか。	15	12	9	4	0
2 調査・分析の実施について(54 点)						
	① エネルギーに関する動向や現状の調査・分析 ・国の動向を把握し、本県への影響等を把握するための調査・分析手法は的確か。 ・国や本県のエネルギー需給、再生可能エネルギー等の導入状況を把握するための手法やこれらの将来推計手法等は的確か。 ・県内産業の実態について分析するための手法は的確か。 ・エネルギー分野における先進技術や国・自治体の先進事例を調査するための手法や本県への導入可能性を分析するための手法は的確か。	15	12	9	4	0
	② 現行ビジョンの現状分析・課題抽出 ・現行ビジョンの現状と課題について把握するための分析手法は的確か。	15	12	9	4	0
	③ 県内事業者への脱炭素取組状況調査（アンケート）・分析（2,000 社以上） ・脱炭素取組状況調査（アンケート）の対象となる事業者の範囲や項目及びその手法と集計結果に対する分析手法は的確か。	15	12	9	4	0
	④ 事業実施のスケジュールは適切かつ効果的なものとなっているか（無理がないか・実施順などに工夫があるか）。	9	7	6	3	0
実施主体の適格性(31 点)						
1 事業実施の能力について(9 点)						
	本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	9	7	6	3	0
2 事業の実施体制および監督指導者の能力について(9 点)						
	計画を適正かつ確実に実施できる人員体制であるか。また、監督指導者は必要な知識、経験、資格等を有しており、指導・監督能力の高い者であるか。	9	7	6	3	0
3 事業費の妥当性について(8 点)						
	事業費の積算は提案された内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	8	7	6	3	0
4 社会的課題への取組について(5 点)						
	「若者の採用・育成」(1 点)「障がい者雇用」(1 点)「仕事と家庭の両立支援」(1 点)「SDGs 推進」(1 点)「パートナーシップ構築」(1 点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	該当する場合に加点 (上限 5 点)				
合計(100 点)						